

問番号	問内容
<b>対象となる保護者</b>	
Q08-01	対象となる保護者には誰が含まれますか。
	<p>親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。</p> <p>そのほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。</p>
★ Q08-02	<p>子どもが新型コロナウイルスに感染し（又は濃厚接触者となり）小学校等を休んでいる状況において、保護者も新型コロナウイルスに感染し（又は濃厚接触者となり）仕事を休んだ場合は、助成金の対象になりますか。</p>
	<p>保護者自身の健康状態に関わりなく、新型コロナウイルス感染症に関連して小学校等の臨時休業等によりその小学校等に通う子どもの世話をを行うこととして有給休暇を取得した場合は、対象になります。</p> <p>ただし、保護者が入院または宿泊療養をしており子どもが自宅で療養している場合のように、「子どもの世話をすることができない」と考えられる期間についてはこの限りではありません。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請の場合は、休業支援金・給付金の支給要件が適用されるため、保護者自身の感染により仕事を休んだ期間については、対象となりません。</p>
Q08-03	<p>両親など複数の保護者が同時に休む場合、全ての保護者が対象になりますか（子どもの人数当たり何人という限定はありますか。）。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。複数の保護者が同一企業に勤めている場合はどうですか。</p>
	<p>保護者として子どもの世話をする必要のある場合には、子どもの人数にかかわらず、複数の保護者が同時に休む場合も対象になります。同一企業の場合でも同様です。</p>
Q08-04	<p>祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。</p>

対象になります。